

学校法人杉野学園 ハラスメント防止・対策ガイドライン

はじめに

学校法人杉野学園では、全ての学生等及び教職員が個人として尊重され、日々快適な教育・研究、修学、就労ができる学内環境を確保する必要があります。

その具現化のため、「学校法人杉野学園におけるハラスメント防止・対策に関する規程」及び「学校法人杉野学園ハラスメントの防止・対策関連機関の組織及び運営に関する規程」を制定しています。

本学園は、いかなるハラスメントをも防止し排除するために、上記の規程に基づき、ここに「学校法人杉野学園ハラスメント防止・対策ガイドライン」を作成し、本学園構成員と共に快適な修学・就労環境の確保に努めるものです。

1. ハラスメント防止に関する基本姿勢

本学園は、全ての学生等及び教職員が個人として尊重され、互いの価値を認め合い、男女共に性別・年齢を問わず快適な教育・研究、修学、就労ができるような学内環境を確保することが重要と考えています。

キャンパスにおけるハラスメントとは、個人の尊厳を不当に傷つけ学内環境を悪化させ、学生等及び教職員の修学・就労上の権利を侵害する社会的に許されない行為です。

したがって、本学園では、ハラスメントを教育・研究、修学、就労の権利等を侵害する悪質な行為であるとし、明確に禁止します。多様なハラスメントの防止に努めるのは勿論、万一かかる事態が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するために最善の努力をします。

2. ハラスメントの定義

ハラスメントとは、教育・研究、修学、就労のあらゆる場面において、行為者の意図にかかわらず、相手を不快にさせたり、個人の尊厳または人格を侵害する行為です。

本学園では、教育の場で起こりうるハラスメントとして、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどを対象にしています。その場合において異性・同性は問いません。

【セクシュアル・ハラスメント】

セクシュアル・ハラスメントとは、相手の望まない性的な言動又は性差別的な行動によって不快感、不利益を与える行為です。不適切な言動により、受け手が不快に感じればセクシュアル・ハラスメントになります。

セクシュアル・ハラスメントは、環境型セクシュアル・ハラスメントと、地位利用型又は対価型セクシュアル・ハラスメントに区分されます。

① 環境型セクシュアル・ハラスメント

性的言動によって、教育・研究、修学、就労の環境を悪化させることです。これには、性的言動の対象者以外の者が「不快」と感じた場合や性的言動が特定の相手に向けられたものでない場合（例えば、性的な画像やポスターの掲示等）も含まれます。

② 地位利用型又は対価型セクシュアル・ハラスメント

性的な言葉や行為によって、相手の望まない行為を要求し、これを拒否した者に対して、教育・研究、修学、就労などの場において、人事、成績上その他の不利益を与えるなどの嫌がらせを行ったり、それをほのめかしたりすることです。

【アカデミック・ハラスメント】

アカデミック・ハラスメントとは、教育・研究上優越的立場にある者がその地位や権力を利用して行う不適切な言動、指導又は待遇によって、その指導を受ける者の教育・研究上又は修学上の利益や権利を侵害する行為です。

例えば、教員間では、権限ある者による研究妨害や昇進差別、教員と学生の間では、指導教員からの指導拒否、学位の取得妨害、就職に関する妨害、公平性を欠く指導や成績評価等があります。

【パワー・ハラスメント】

パワー・ハラスメントとは、職務上もしくはその他の地位や人間関係の優位性を利用して、適正な範囲を超えて指導や注意を行うことにより、精神的・身体的苦痛を与え、相手の就労上もしくはその他の利益や人格・尊厳を侵害する言動、又は職場の環境を悪化させる行為です。教職員ばかりではなく、学生同士でも、先輩・後輩の間で発生することもあります。

例えば、相手の人格を否定するような暴言を吐く、失敗やミスを繰り返し追及したり、人前で大声で叱責する、正当な理由なく過剰な量・内容の仕事が強いる又は仕事を与えないことなどがあげられます。

【その他のハラスメント】

その他に、言葉や態度によって精神的に傷つけるモラル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業制度の利用に関する言動により、勤務環境が害されるマタニティー・ハラスメント、飲酒を強要するなど酒の席でのアルコール・ハラスメント、障がい者や

性的少数者等を対象に基本的人権を侵害する行為等、相手の人格やライフスタイルなどを否定し、基本的人権を侵害する行為は全てハラスメントになります。

3. ガイドラインの適用範囲及び対象

このガイドラインは、本学園の構成員を対象にしています。

- ・「本学園構成員」とは学生等（幼稚園児を含む）及び教職員（常勤・非常勤を問わず、本学園に在職する全ての教職員）をさします。さらに、本学園の業務遂行に関わる委託業者、派遣契約者等も対象です。
- ・本学園の学生等と教職員の間でハラスメントが生じた場合、その発生が授業時間外や勤務時間外はもちろん、学外であっても相談できます。
- ・本学園の学生等と教職員が学外での実習、学外活動等（例：教育実習・インターンシップなど）の中でハラスメントを受けた場合にも相談できます。

4. ハラスメント防止・対策への取り組み

ハラスメントに対する本学園の責任を自覚し、ハラスメント防止に努めるとともに、問題が起きた場合は迅速かつ適正な手続きによる対応を行い、安全で良好な教育・研究環境及び労働環境を整備して被害の回復に努めます。

そのために、ハラスメント防止・対策に関する規程を制定し、ハラスメント防止・対策委員会を設置しています。防止・対策委員会は、防止のための研修、啓発活動等を行っています。また、相談窓口としてハラスメント相談員を配置し、問題が生じた場合は、迅速かつ適切に解決するための措置を講じます。

5. 本学園構成員のハラスメント留意事項

全ての本学園構成員はハラスメントを防止するように、また、ハラスメントの問題が起きた場合には適切に対応できるように努めなくてはなりません。そのために以下のことに留意することが必要です。

- ①言動の受け止め方には個人差があり、本人の意図とは別に相手を不快にさせることがあります。相手が拒否、あるいは嫌がっている場合には同じ言動を繰り返してはいけません。
- ②ハラスメントに対しては不快に感じていることを相手に対し明確に意思表示することが大切です。また、ハラスメントを見聞きした場合は注意を促す、相談に乗るなど、

必要な行動をとらなくてはなりません。

- ③ハラスメントを無視したり、受け流したりして一人で我慢しているだけでは、必ずしも状況は改善されないということを認識しましょう。
- ④ハラスメントに対しては毅然とした態度をとり、自分が不快に感じていることを相手に対して明確に意思表示することをためらってはなりません。
- ⑤ハラスメントを見聞きした教職員等は、注意を促したり、声をかけて相談に乗るなど、周囲に対する気配りをし、必要な行動をとりましょう。

6. ハラスメントに対する申立ての手続き等

ハラスメントの被害を受け、その結果、心理的に苦痛を強いられているような場合、一人で悩まないことが大切です。また、不快に感じた時は、勇気を持って「NO」と伝えることが被害を防ぎます。もしそれができない場合は、できるだけ早く、相談窓口へ行きましょう。

【ハラスメント、まずは相談】

本学園では、ハラスメントの苦情相談に応じるため、相談員を置いています。相談は面談を基本とし、相談員二人が対応します。

相談をすることで心の支えを得て自力で解決できる場合もあります。相談員はこの段階では、相談者の話を聞き、その意思を確認した上で、ハラスメント防止・対策委員会にその内容を伝えます。相談することで自分に不利益になることはありませんし、守秘義務により、個人のプライバシーは守られます。

【苦情等の申立て】

相談員を通じて苦情申立てなどを受けた防止・対策委員会は、必要に応じ調査委員会を設け事実の調査等を行います。ハラスメントとして認定される場合には、防止・対策委員会は被害者救済のための必要かつ適切な対応策案を作成し、関係の学校長や所属長等を通じて対応策が講じられます。

事実認定に不服がある場合には不服申立てが出来ます。

【調停の申立て】

関係者の間で話し合うなどにより、問題を解決したい時は、調停の申立てができます。調停の申立てがあった場合は、防止・対策委員会は委員の中から三人を選んで調停委員会を設けて審議します。調停は、当事者のハラスメントについての認識を深めることを

基本とします。調停委員会は、調停が成立した時には直ちに防止・対策委員会に経過結果を報告します。相当の期間内に合意が成立する見込みがないと判断した時には調停は打ち切り終了となります。

以上のようなハラスメントの相談、申立てが適切に行われ、ハラスメントが根絶されるように次の措置が講じられています。

【守秘義務の厳守】

ハラスメントの相談、申立てに関与した場合には、当事者や関係者の名誉、プライバシーを侵害しないよう、知り得た個人情報、相談内容等について守秘義務を負います。

【不利益取り扱い・二次被害の防除】

ハラスメントの相談、申立てをした者、問題解決に関わった学生等や教職員に対する不利益な扱いをすることを禁止します。また、いやがらせ、報復等の二次被害が生じないよう監視するなど十分に配慮します。

【虚偽の申立てなどの厳禁】

ハラスメントに関するあらゆる過程において、虚偽の申立て、証言を行ってはけません。虚偽の申立て、証言を行った場合には処分の対象となります。また、名誉を毀損された者に対しては名誉回復の措置がとられます。

7. ハラスメントに対する相談窓口

相談員を学内に配置しています。

[ハラスメント相談員]

- ・手島 陽介 (杉野服飾大学)
- ・井口 多恵子 (杉野服飾大学短期大学部)
- ・渡邊 千佳子 (ドレスメーカー学院)
- ・関口 知与 (杉野幼稚園)
- ・宮本 泰子 (杉野学園事務局)
- ・柴田 弘子 (杉野学園事務局)

相談窓口は相談員に限りません。直属の上司や所属長及び学生は担任に対しても相談できます。メールでも相談できます。匿名での相談も受け付けます。

*メールでの相談 stop@sugino.ac.jp

まずは相談を！